

## つなぎ地区活動センター跡地利活用事業者公募型プロポーザル審査要領

### (目的)

第1 この要領は、つなぎ地区活動センター跡地利活用事業者について、公募型プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から優先交渉権者を選定するに当たり必要な事項について定めるものとする。

### (選定方法)

第2 選定に当たっては、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査（以下「審査」という。）により、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

2 参加者が1者のみであった場合にも、審査を実施する。

### (資格確認)

第3 参加者が参加資格要件を満たしていることの確認は、盛岡市市民部市民協働推進課が行う。

### (審査)

第4 審査は、次に掲げる者を審査員として指名し、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を行う。なお、審査員が欠席する場合は、代理者を立てた上で審査を実施する。

- (1) 盛岡市総務部管財課長
- (2) 盛岡市財政部資産経営課長
- (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長
- (4) つなぎ地区振興福祉推進協議会の推薦する者 1名

### (審査基準)

第5 審査項目は次のとおりとする。なお、審査における配点等については、別紙「つなぎ地区活動センター跡地利活用事業者公募型プロポーザル審査シート」のとおり定める。

- (1) 事業の内容
- (2) 地域貢献・連携
- (3) 資金計画
- (4) 応募者の適格性及び対応

2 賃料の評価及び点数については、市が定める最低賃料（1,838,394円）を0点とし、各参加者の提案賃料のうち最高価格を30点満点として、価格の比率に応じて評価点を付与する。

### (審査方法)

第6 審査員は、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに採点を行う。

2 審査は、審査基準に基づいて企画提案書等の内容を審査し、参加者ごとに、審査員がそれぞれ70点満点で採点を行う。

### (優先交渉権者の選定)

第7 提案賃料が市で定める最低賃料を下回る場合は失格とする。また、各審査員が採点した全ての審査項目の合計点数が6割に満たない場合も失格とする。

- 2 各審査員が採点した全ての審査項目の合計点数及び賃料の評価点数を合計し、総合点数が最も高い参加者を優先交渉権者として決定し、次に得点の高かった者を次点者として選定する。
- 3 前項の場合において、最高得点者又は次点者が複数の場合は、同点の者を比較して、審査基準のうち「賃料」→「地域貢献・連携」→「資金計画」→「応募者の適格性及び対応」→「事業の内容」の得点の高い順に選定する。
- 4 審査項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目がある場合は失格とする。

(審査結果の通知)

第8 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

## つなぎ地区活動センター跡地利活用事業者公募型プロポーザル審査シート

審査員氏名：

参加者名：

### 1 審査項目及び点数

審査項目	審査の観点	配点	ウエイト	得点
事業の内容	基本理念・方針に魅力があり発展が期待できるか 関連事業の実績等があるか	/4	×3.5	/14
地域貢献・連携	地域住民との交流や連携に意欲的か 地域環境への配慮が図られているか	/4	×5	/20
資金計画	事業の実現性・継続性は見込めるか 賃料の支払いに支障のない根拠はあるか 設備や内装の初期コストを把握しているか 事業の収支計画は妥当か	/4	×5	/20
応募者の適格性及び対応	応募者に適格性があるか 説明に説得力があるか 質疑に対する受け答えは妥当であるか	/4	×4	/16
審査項目合計点数				/70

#### 点数の基準

- 4・・・非常に適切・非常に優秀・非常に効果的
- 3・・・適切・優秀・効果的
- 2・・・普通
- 1・・・やや不十分・やや劣る
- 0・・・不十分・劣る

### 2 賃料の評価点数

市が定める最低賃料（1,838,394円）を0点とし、各応募者の提案賃料のうち最高価格を満点として、価格の比率に応じて価格評価点を付与する。

提案賃料	評価基準	賃料評価点数
円	$(\text{提案価格} - \text{最低賃料}) / (\text{全提案中の最高価格} - \text{最低賃料}) \times \text{配点 (30点)}$	/30

### 3 総合点数

審査項目点数	賃料評価点数	総合点数
/70	/30	/100